

令 4 医療政策第 5 9 7 号  
令和 4 年(2022 年) 1 1 月 2 2 日

各診療所の管理者 様

山口県健康福祉部医療政策課長

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する  
学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有して  
いるかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等  
の公布について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせ  
します。

医療政策課 医師確保対策班 古川

TEL 083-933-2937